

2019年12月吉日

お取引先 各位

日本ハム株式会社  
中央研究所

## 『MycoJudge トータルアフラトキシン』仕様変更(医薬用外劇物 非該当)のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当社検査キットの拡販にご尽力賜り誠に有難うございます。

現在、「医薬用外劇物」としてお取り扱いいただいております当社『MycoJudge トータルアフラトキシン』に関しまして、このたび仕様を変更し「医薬用外劇物 非該当品」となりますことをご連絡申し上げます。

謹白

記

### 【対象製品名】

MycoJudge トータルアフラトキシン

### 【変更内容】

発色液の添加剤として含まれていた N,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン(CAS No.112-24-3)が劇物に指定されておりましたが、このたび発色液より当該物質を除くことにいたしました。これにより対象製品が医薬用外劇物非該当となります。

尚、発色反応物質である TMB (3,3',5,5'-tetramethylbenzidine、CAS No. 54827-17-7)の変更ではございませんので、測定波長や使用方法、使用期限の変更はなく、性能への影響もございません。

※N,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン(CAS No.112-24-3):

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成30年政令第197号)」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第79号)」により劇物に指定。

【仕様変更 概要】

① 該当製品外箱の医薬用外劇物ラベルを廃止



変更前

医薬用外劇物ラベル



変更後

② 発色剤ボトルの医薬用外劇物ラベルを廃止



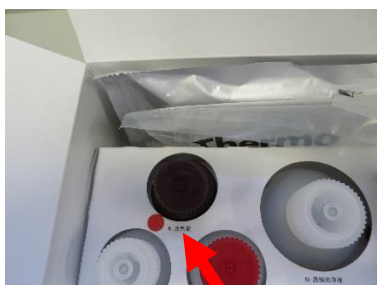
変更前

医薬用外劇物ラベル



変更後

③ 該当製品外箱(下司)の赤丸シール貼付を廃止



変更前

赤丸シール



変更後

**【仕様変更が適用されるロット】**

NH19MTEA46 以降

**【その他】**

本仕様変更に伴い、「毒物及び劇物取締法」に基づく該当製品の保管管理、劇物受領にかかわる手続きは不要となります。

**【お問い合わせ先】**

本件に関するご不明の点等は、下記までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

日本ハム株式会社 中央研究所 ヘルスサポート課

電話番号:029-847-7825

受付時間:平日 9:00～12:00, 13:00～17:00

以上